

告示

埼玉県告示第九百三十六号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一
―ベンジル―一H―インダゾール―三―カルボキシアミド（通称名ADB―B
INACA）及びその塩類
- ロ ー―（ベンゾ「d」「一・三」ジオキソール―五―イル）―二―（ブチルア
ミノ）ブタン―一―オン（通称名N―Butylbutylone、N―Bu
tyl norbutylone）及びその塩類
- ハ 二―（エチルアミノ）―二―（三―フルオロフェニル）シクロヘキサン―一
―オン（通称名FXE、Fluorexetine）及びその塩類

二 効力発生の日

令和五年九月一日